

論点に対する回答

分野	法人設立手続のデジタル完結について
省庁名	財務省
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>日本経済団体連合会や新経済連盟による法人設立手続の簡素化に関する要望も踏まえ、デジタル臨時行政調査会において進められている「デジタル原則」への適合性の点検・見直し作業の先行的取組として、法人設立手続のデジタル完結（行政機関の判断の精緻化・自動化を含む）に取り組むべきと考える。</p>	
【論点 1】	
法人設立ワンストップサービスの対象手続について、行政機関内部の業務フローのなかで、行政機関による判断が必要な業務（審査業務等）はあるか。ある場合、どのような業務において、どのような判断を行っているのかについて、御説明願いたい。	
【回答 1】	
法人設立ワンストップサービスの対象となる国税関連手続のうち、各種届出（例：消費税の簡易課税制度の選択）については、法令で定められた情報の送信をもって手続が完了する。また、各種申請（例：青色申告の承認）については、法令で定められた情報の送信を行った後、国税当局は法令上の要件に該当するかどうかの審査を行っている。	
【論点 2】	
（論点 1 で、行政機関による判断が必要な業務がある場合）	
論点 1 で示された行政機関の内部業務について、デジタル代替（デジタル技術を活用した判断の精緻化、自動化）の可能性について御説明願いたい。	
デジタル代替の実現にあたっては、一定の条件を設け、リスクが高く厳重に審査を行うべき法人と、リスクが低く定型的な審査で十分な法人を分類したうえで、当初は自動化の対象を相対的にリスクが低い法人に絞り込み、徐々にその範囲を拡大していくなど、段階的に完全なデジタル代替を目指す	

ことも含めて検討いただきたい。

【回答2】

国税当局が審査している内容について、デジタル技術により自動判定を行うことも可能と考えている。国税庁においては、引き続き、業務の電子化に取り組んでいく方針であり、そうしたデジタル代替の実現についても、費用対効果を踏まえて検討してまいりたい。